

令和6年度三原市ガソリン等給油用カード発行等業務の受注者プロポーザル選定
質問に対する回答

No.	質問日	質問内容	回答
1	2月27日	<p>【仕様書「2 実施期間」】</p> <p>実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとありますが、令和7年4月以降の継続は再度プロポーザル方式により決定される予定でしょうか。</p>	<p>現時点では未定です。令和6年度業務の実施状況等により令和7年度の事業者選定方法等を決定します。</p>
2	2月27日	<p>【仕様書「3 業務概要」】</p> <p>カードの発行まで1か月～2か月程度の期間を要するため、4月1日の利用開始には間に合わない可能性があります。4月1日からカードを利用する必要がありますか。</p>	<p>カードの発行には事業者によりかかる日数が異なることから、原則として実施期間からカードを使用できるようにすることと定めています。</p> <p>令和6年4月1日までにカードの発行が間に合わない場合は、募集要項9(2)に基づき、発注者と受注者が協議の上、委託条件を変更し契約を締結する予定です。</p>
3	3月7日	<p>【仕様書「3 業務概要」】</p> <p>請求書はカードごと個別に発行する必要がありますか。1枚の請求書内にカードごとの明細が記載され、合計金額での請求で問題ありませんか。</p>	<p>請求書はカードごと個別に発行する必要があります。仕様書3(1)の通り、公用車(部署)ごとにカードを発行し各部署に措置された予算に基づき支払い事務を行うため、合計金額で1枚の請求書を発行することは不可とします。</p>